



### 「令和4年8月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口」の 開設店舗追加について

#### 1. 相談窓口の

商工中金は、このたびの令和4年8月3日からの大雨による災害の発生を受け、2022年8月4日（木）から「令和4年8月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口」を、山形県、新潟県及び石川県の全営業店に開設してまいりましたが、今般の被害の状況を踏まえ、8月8日（金）、福井支店を追加し、相談受付体制を強化いたします。

引き続き被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

#### ○特別相談窓口開設店舗（下線部が今回追加した営業店舗です）

営業店名	住 所	電話番号
山形支店	山形市幸町2-1	023-632-2111
酒田支店	酒田市中町2-6-22	0234-24-3922
新潟支店	新潟市中央区東大通2-4-4	025-255-5111
長岡支店	長岡市城内町1-2-10	0258-35-2121
金沢支店	金沢市本多町3-1-25	076-221-6141
福井支店	福井市大手3-14-9	0776-23-2090

#### 2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資 金 使 途	令和4年8月3日からの大雨による災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸 出 金 額	限度の定めなし
貸 出 期 間 ( 据 置 期 間 )	(1) 設備資金20年（据置期間3年）以内 (2) 運転資金10年（据置期間3年）以内
貸 出 利 率	商工中金所定の利率

#### 3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。